平成 25 年 2 月 5 日

各　位

上場会社名　兼松エンジニアリング株式会社
代表者　代表取締役　山口　隆士
(コード番号　6402)
問合せ先責任者　取締役　山本　琴一
(TEL　088-845-5511)

株式の分割、単元株式数変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年２月５日開催の取締役会において、株式の分割、単元株式数変更及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

１　株式の分割

(1) 株式分割の目的

株主の皆様のご支援にお応えするとともに、投資家の皆様の利便性の向上ひいては当社株式の流動性向上を目的として株式の分割及び単元株式数の変更を行うものであります。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

平成 25 年３月 31 日(日曜日)(ただし、当日は休日のため、実質上は平成 25 年３月 29 日(金曜日))最終の株主名簿に記載または記録された株主の有する株式数を１株につき 1.3 株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

普通株式とし、平成 25 年３月 31 日(日曜日)(ただし、当日は休日のため、実質上は平成 25 年３月 29 日(金曜日))最終の発行済株式の総数に 0.3 を乗じた株式数といたします。

分割前の発行済株式の総数　4,280,000 株
分割により増加する株式数　1,284,000 株
分割後の発行済株式の総数　5,564,000 株
分割後の発行可能株式総数　17,576,000 株

※今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

③分割の日程

基準日公告日　平成25年３月14日(木曜日)
分割の基準日　平成25年３月31日(日曜日)
分割の効力発生日　平成25年４月１日(月曜日)

2　単元株式数の変更

(1) 単元株式数の変更の理由及び内容

当社は、全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

(2) 変更予定日

平成25年４月１日(月曜日)

(注) 上記の単元株式数の変更に伴い、平成25年３月27日付をもって、大阪証券取引所における売買単位も1,000株から100株に変更されます。

3　定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記株式分割の割合に応じた発行可能株式総数の増加及び単元株式数の変更に伴い、会社法第184条第２項及び第195条第１項の規定に基づき、当社定款の一部を変更するものであります。

(2) 変更の内容

（下線部は変更部分）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、13,520,000株とする。 （単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、17,576,000株とする。 （単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。 附則 １　第６条の変更は、平成25年４月１日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。 （発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、13,520,000株とする。 ２　第７条の変更は、平成25年４月１日をもってその効力を生じるものとし、効力発生までは従前どおり次のとおりとする。 （単元株式数） 第７条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。 なお、本附則は、第６条および第７条の変更の効力発生後これを削除する。

【ご参考】

今回の株式分割は平成25年４月１日を効力発生日としておりますので、平成25年３月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に実施いたします。

以　上